

## 保育所等の入所にかかる利用調整基準改正の 市民意見公募の結果について

### 1. 背景・目的

本市においては、「神戸市子どものための教育・保育給付認定等事務要綱」に定める「保育所等利用調整基準」に基づき利用調整を行い、「調整点数」において、優先利用ができるよう項目を設けている。この度、以下について見直しを行い、改正する。

#### ・保育を必要とする事由の「就労状況」

保育を必要とする事由・状況の就労に係る基本点数は、現在「居宅外就労」と「居宅内就労」を区別し、就労時間に基づいて点数を決定しており、「居宅外就労」は100～60点、「居宅内就労」は90～50点と点数差を設けている。しかしながら、リモートワークなど多様な働き方が広まっており、「居宅外就労」と「居宅内就労」を区別する意味合いがなくなっているため、「居宅外就労」と「居宅内就労」の区別をなくし、従来の「居宅外就労」の点数に統一した。

### 2. 改正の概要

#### (1) 改正項目

調整基準の一部改正

#### ・基本点数表

#### 【改正前】

事由	(細目)	基本点数	保育できない理由・状況
就 労	居宅外 就 労	100	月20日以上かつ週40時間以上、又は週5日以上かつ日8時間以上働いている
		90	月20日以上かつ週30時間以上、又は週5日以上かつ日6時間以上働いている
		80	月16日以上かつ週24時間以上、又は週4日以上かつ日6時間以上働いている
		70	月16日以上かつ週16時間以上、又は週4日以上かつ日4時間以上働いている
		60	上記には該当しないが、月64時間以上働いている
	居宅内 就 労	90	月20日以上かつ週40時間以上、又は週5日以上かつ日8時間以上働いている
		80	月20日以上かつ週30時間以上、又は週5日以上かつ日6時間以上働いている
		70	月16日以上かつ週24時間以上、又は週4日以上かつ日6時間以上働いている
		60	月16日以上かつ週16時間以上、又は週4日以上かつ日4時間以上働いている
		50	上記には該当しないが、月64時間以上働いている

求 職 活 動	70	居宅外	月20日以上かつ週40時間以上、又は週5日以上かつ日8時間以上の仕事に内定している
	60	居宅外	月20日以上かつ週30時間以上、又は週5日以上かつ日6時間以上の仕事に内定している
		居宅内	月20日以上かつ週40時間以上、又は週5日以上かつ日8時間以上の仕事に内定している
	50	居宅外	月16日以上かつ週16時間以上、又は週4日以上かつ日4時間以上の仕事に内定している
		居宅内	月20日以上かつ週30時間以上、又は週5日以上かつ日6時間以上の仕事に内定している
	40	居宅内	月16日以上かつ週16時間以上、又は週4日以上かつ日4時間以上の仕事に内定している
	30	上記には該当しないが、月64時間以上の仕事に内定している	
20	上記の世帯以外で、求職中である場合		

【改正後】

事 由	基本点数	保 育 で き な い 理 由 ・ 状 況
就 労	100	月20日以上かつ週40時間以上、又は週5日以上かつ日8時間以上働いている
	90	月20日以上かつ週30時間以上、又は週5日以上かつ日6時間以上働いている
	80	月16日以上かつ週24時間以上、又は週4日以上かつ日6時間以上働いている
	70	月16日以上かつ週16時間以上、又は週4日以上かつ日4時間以上働いている
	60	上記には該当しないが、月64時間以上働いている
求職活動	70	月20日以上かつ週40時間以上、又は週5日以上かつ日8時間以上の仕事に内定している
	60	月20日以上かつ週30時間以上、又は週5日以上かつ日6時間以上の仕事に内定している
	50	月16日以上かつ週16時間以上、又は週4日以上かつ日4時間以上の仕事に内定している
	30	上記には該当しないが、月64時間以上の仕事に内定している
	20	上記の世帯以外で、求職中である場合

(2) 適用日

令和5年4月1日入所分より適用する。

3. 市民意見公募の期間・結果

(1) 実施期間：令和4年6月16日（木）から令和4年7月15日（金）まで

(2) 実施結果（寄せられた意見）：1通2件（その他意見2件）